

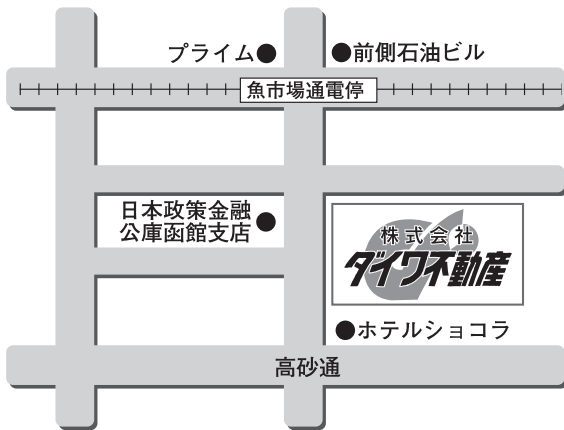
塩は素材の持ち味をいかします！

塩元売業・総合食品卸売業・化成品販売業
運送取扱事業・一類倉庫業・米小売業



北洋塩業株式会社

〒040-0076 函館市浅野町4番7号 TEL (0138)44-7111
支店 / 札幌・苫小牧



人と社会が共生する暮らしづくり



〒040-0064 函館市大手町1番3号
TEL.0138-22-8133
FAX.0138-22-6169
E-Mail:daiwa@gray.plala.or.jp
HomePage:http://daiwa.cbiz.co.jp/

消費税期限内納付

消費税の期限内
納付を忘れずに。

推進運動 実施中！



消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

セ	ダ	イ	カ	レ	ハ
ト	マ	ネ	キ		ナ
内	キ	ジ	ヨ	ウ	緒
カ	ン	ム	リ	サ	
イ		カ	ニ	ギ	リ
	オ	シ	ダ	シ	ス
デ	ン	話	キ	ツ	ク

内
緒
話

●クロスワードパズル解答

情報処理・情報通信を通して地域社会の発展に貢献する



株式会社 **エスイーシー** TEL: 0138-22-7188 Fax: 0138-27-6814
〒040-8632 函館市末広町2番1号 URL: http://www.hotweb.or.jp/sec/



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索